

国際日本文化研究センター日文研ハウス使用規則

〔平成16（2004）年4月 8日制 定〕
〔令和 7（2025）年5月22日最終改正〕

（趣旨）

第1条 この規則は、国際日本文化研究センターに設置する世帯用及び単身用の宿泊施設からなる日文研ハウスの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用できる者の範囲等）

第2条 日文研ハウスを使用することができる者は、次の表に掲げる区分によるものとする。

区 分		使用することができる者	備 考
世帯用・ 単身用	長期使用	(1) 外国人研究員 (2) 日本学術振興会のプログラムにより受け入れる外国人研究者 (3) 国際交流基金のプログラムにより受け入れる外国人研究者 (4) 日文研学術奨励賞受賞者として受け入れる大学院生 (5) 人間文化研究機構と英国芸術・人文リサーチカウンスル（AHR C）との協定に基づき受け入れる大学院生 (6) 外国人来訪研究員 (7) 上廣国際日本学フェローシップのプログラムにより受け入れる大学院生 (8) その他所長が適当と認めた者	「長期使用」とは、1 月以上の期間で世帯用又は単身用の宿泊施設を使用する場合をいう。
単身用	短期使用	(1) 国内客員教員 (2) 共同研究員 (3) シンポジウム等参加者 (4) その他所長が適当と認めた者	「短期使用」とは、1 月未満の期間で単身用宿泊施設を使用する場合をいう。

2 この規則において「長期使用者」とは、世帯用宿泊施設又は単身用宿泊施設を長期使用することを許可された者をいい、「短期使用者」とは、単身用宿泊施設を短期使用することを許可された者をいう。

また、「長期使用者」のうち、世帯用宿泊施設を使用するものを「世帯用長期使用者」といい、単身用宿泊施設を使用するものを「単身用長期使用者」という。

(使用日時)

第3条 単身用宿泊施設を短期使用できる日時は、次に掲げる日を除き、使用開始日の午後4時から終了日午前10時までとする。

(1) 12月29日から翌年1月3日まで

(2) その他所長が定める日

(使用の許可)

第4条 日文研ハウスを使用しようとする者は、別に定める「日文研ハウス使用許可願」を、長期使用者で駐車場の使用を希望する者は、別に定める「日文研ハウス駐車場使用許可願」を研究協力課に提出し、所長の許可を受けなければならない。なお、日文研ハウスを使用する場合において、世帯用宿泊施設を希望し、家族と同居しようとする場合には、その氏名をも記載しなければならない。

2 前項の使用が許可されたときは、別に定める「日文研ハウス使用許可書」又は「日文研ハウス駐車場使用許可書」を本人に交付する。

(使用開始の届)

第5条 長期使用者がその使用を開始したときは、別に定める「日文研ハウス使用届」を研究協力課に提出しなければならない。

(同居家族の変更等)

第6条 世帯用宿泊施設を使用する者がその同居家族に追加等の変更が生じたときは、別に定める「日文研ハウス同居家族変更願」を研究協力課に提出し、所長の許可を受けなければならない。

2 前項の同居家族の変更が許可されたときは、別に定める「日文研ハウス同居家族変更許可書」を本人に交付する。

(転貸の禁止)

第7条 長期使用者及び短期使用者は、当該宿泊施設を他の者に使用させてはならない。

(使用者の義務)

第8条 長期使用者及び短期使用者は、日文研ハウスの施設及び物品の保全並びに秩序の維持に努めるとともに、別に定める日文研ハウスの使用上の注意を守らなければならない。

(損害賠償)

第9条 長期使用者及び短期使用者は、その責に帰すべき事由により日文研ハウスの施設又は物品に損害を与えたときは、所長の指示により、指定の期限内にその損害を賠償しなければならない。

(使用の許可の取消)

第10条 長期使用者及び短期使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の許可を取消することがある。

(1) 施設使用料を納付しないとき。

(2) 第7条及び第8条の規定に違反して日文研ハウスの管理運営に重大な支障を与え

たとき。

(3) 前条の規定による損害の賠償を指定の期限内に履行しないとき。

- 2 前項により使用の許可が取消されたときは、理由を付して、別に定める「日文研ハウス使用許可取消通知書」を本人に交付する。

(退去)

- 第11条 長期使用者及び短期使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに退去しなければならない。

(1) 使用の許可期間が満了したとき。

(2) 使用の資格を失ったとき。

(3) 使用の許可が取消されたとき。

- 2 長期使用者は、本人が退去するときは、別に定める「日文研ハウス退去届」を研究協力課に提出しなければならない。

(駐車場の明渡し)

- 第12条 駐車場の使用許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに駐車場を明渡さなければならない。

(1) 日文研ハウスを退去するとき。

(2) 使用を許可された自動車が廃止等となったとき。

(3) その他国際日本文化研究センター日文研ハウス使用規則等の違反及び使用者の責により使用を継続できないと判断されたとき。

- 2 前項により駐車場を明渡すときは、別に定める「日文研ハウス駐車場明渡届」を研究協力課に提出しなければならない。

(施設使用料等)

- 第13条 長期使用者は、別に定める施設使用料〔家賃(月額)、退去時清掃費及び退去時寝具類クリーニング代〕を国際日本文化研究センター財務課担当者の発行する請求書により、指定期限までに納付するとともに、当該宿泊施設で使用する電気料金、ガス料金及び水道料金(下水道料金を含む。)を負担しなければならない。この場合において、月の中途に使用を開始し又は退去もしくは明渡しするときの施設使用料〔家賃(月額)〕については、次の方法により算出した額とする。

$$\text{月額施設使用料 (家賃)} \times \frac{\text{当該月の使用日数}}{\text{当該月の日数}}$$

- 2 短期使用者は、別に定める施設使用料を使用開始までに財務課へ納付しなければならない。

- 3 いったん納付された施設使用料は、第10条第1項第2号及び第3号の規定により使用の許可を取消された場合を除き、返還しない。

- 4 第1項の規定にかかわらず、「世帯用長期使用者」は、電気及びガスの使用に当たっては、自己の名義及び責任において各事業者と利用契約を締結し、終了しなければならない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、日文研ハウスの使用に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年10月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元（2019）年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5（2023）年5月25日から施行する。

附 則

この規則は、令和5（2023）年5月25日から施行する。

附 則

この規則は、令和5（2023）年7月6日から施行する。

附 則

この規則は、令和7（2025）年5月22日から施行する。